

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十二年度及び平成二十三年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年六月一日

埼玉県監査委員	根 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
総務部関連 【報告書92 ページ】	【指摘5】 新公有財産管理システムに関して、修繕履歴の 入力基準を策定する必要がある。	公有財産管理システムに入力する修繕履歴等の基準について、以下のとおり定め、平成24年4月に各施設管理者あて通知した。 ・100万円以上の修繕工事等については必須入力とする。 ・その他施設管理者が、特記すべきと判断する修繕履歴等を入力することとする。 ・各年度の修繕経費総額を備考欄に記載・入力することとする。	管財課
福祉部関連 (総合リハビリテーション センター) 【報告書193 ページ】	【指摘9】 電子錠の導入という社会的なニーズに対して積 極的に対応すべきである。	転落防止など病棟の安全確保を図るため、平成24年度予算において「病棟非常用電子錠改修（取付）工事費」を措置し、病室内の窓に電子錠を設置することとした。	障害者福祉 推進課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立4病院における財務事務と経営管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
埼玉県立病院 経営健全化第 3次フォロー アッププラン 【報告書76 ページ】	<p>【指摘1】 「県民の方を向いた、患者さんのための医療」が県立病院の使命であることから、県民にとって分かりやすい形でフォローアッププランの達成状況を開示すべきである。</p>	<p>フォローアッププランの後継プランである「埼玉県立病院アクションプラン（第4次経営健全化計画）」を平成24年3月に策定した。 本プランについては、すべての項目の達成状況について病院局のホームページで一元的に公表することとした。</p>	経営管理課
地域医療の推 進 【報告書84 ページ】	<p>【指摘2】 現在、地域医療連携に当たっての具体的施策の立案及び進捗管理は各病院任せとなっているが、「県民の方を向いた、患者さんのための医療」という県立病院の使命を果たすに当たっては、地域医療の推進は非常に重要な要素であるため、各病院が独自に対応するだけでなく、病院局がその中心となって地域医療の推進を図ることが必要である。具体的には、各県立病院がその地域で果たすべき役割や、具体的な目標を明確にした上で、病院局が各病院に対して働きかけ、また各病院の連携状況を管理していくことが必要と考えられる。なお、地域連携を推進するに当たり、地域連携クリティカルパスは有用なツールであるため、その導入を積極的に検討すべきである。</p>	<p>病院局が中心となり、病院局の基本理念、基本方針、取組方針を定めた「埼玉県立病院アクションプラン（第4次経営健全化計画）」を平成24年3月に策定した。 本プランでは、地域支援及び地域連携を、病院局の重要課題と位置付け、各病院ごとに具体的な取組項目を掲げた。その進捗状況については、病院長会議などを通じ報告を求め病院局で管理していくこととした。 一部の診療分野については、すでに地域連携クリティカルパスを導入しているが、引き続き、病院長会議などを通じて、その積極的な拡大を図っていく。</p>	経営管理課
医薬品及び診 療材料 【報告書119 ページ】	<p>【指摘7】 診療材料の共同購入については、年間診療材料費に対する割合が平成18年度に比較して上昇しているものの、平成22年度で6.1%であり、低い割合である。診療材料に対する共同購入の促進が必要である。</p>	<p>平成24年度当初、特殊な注射器や滅菌タオルなど5種類20品目を新たに共同購入する診療材料に加えた。 引き続き共同購入を促進していくため、病院看護部及び用度担当が構成する「診療材料ワーキング・グループ」において複数病院で使用する診療材料の規格統一を検討するとともに、医師へフィードバックする仕組みをつくることとした。</p>	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
ITシステムの導入と全般管理 【報告書141ページ】	<p>【指摘12】</p> <p>現状の医事会計システムは、入金管理上のリスクがある。当該リスクに対処するためには、個人ごとのIDとアクセス権の設定、パスワード管理、例外操作の操作ログ管理をしっかりと行うべきである。</p>	<p>個人ごとのIDの設定とパスワード管理については、平成24年4月から、4病院とも個人ごとにID、パスワードを設定し、定期的にパスワードの変更を確認することとした。業務権限に対応したアクセス権の設定については、まず、がんセンターにおいて、収納処理と会計入力処理のアクセス権を業務権限に応じて付与することとした。その他の3病院については運用面での対応も含めシステムの更新に併せて導入していく。また、操作ログ管理については、データの保存期間を延長し管理の範囲を拡大することとした。</p>	経営管理課
病院職員のモチベーション及び患者満足度 【報告書156ページ】	<p>【指摘13】</p> <p>循環器・呼吸器病センター及びがんセンターでは、非常勤職員が月次で作成した出勤簿に対して上長が確認した証跡が残されていないため、早急に改善すべきである。</p>	<p>循環器・呼吸器病センター及びがんセンターにおいて、出勤簿に担当部署の長の確認欄を設け、確認・押印するよう様式を改めた。（循環器・呼吸器病センター：平成24年3月改正、がんセンター：平成24年4月改正）</p>	循環器・呼吸器病センター がんセンター